

社団法人 福岡県製薬工業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は社団法人福岡県製薬工業協会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の主たる事務所は筑後市大字熊野字屋敷 9 9 4 - 1 におく。

(目 的)

第 3 条 本会は公衆の厚生福祉の増進に寄与するため、会員の倫理的学術的水準を高め薬学及び薬業の進歩発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 薬学の進歩の助成、薬業の発展促進に関する事項
- (2) 優良医薬品等の生産普及並びに流通の適正化に関する事項
- (3) 会員の経営及び技術の改善向上に関する事項
- (4) 会員の相互扶助、福祉増進に関する事項
- (5) その他第 3 条の目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は次の 3 種とする。

- (1) 正会員 次のアからウのいずれかに該当する者
 - ア 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造業者
 - イ 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造販売業者
(福岡県ない以外で許可を有する者を含む。)
 - ウ 福岡県内に本社、支社又は製造所を有する毒物劇物製造業者及び輸入業者
- (2) 賛助会員 福岡県内に事業所を有する薬事関係者等で、本会の目的に賛同して入会を希望したもの
- (3) 名誉会員 本会に功労があったもの又は学識経験者で総会において推薦されたもの

(会費)

第 6 条 正会員及び賛助会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し理事会の承認を得なければならない。

(退会)

第 8 条 会員は退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
会員が死亡又は廃業したときは退会したものとみなす。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決によりこれを除名することができる。

(1) 会費の納入を怠り、正当な理由がないのに催告を受けた後1箇年を経過したにもかかわらず会費を納入しないもの

(2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたもの

(拠出金の不返還)

第 10 条 退会し又は除名された会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員の種類及び選任)

第 11 条 1. 本会の次の役員をおく。

会 長 1 名

副会長 2 名

理 事 13 名 (会長・副会長・常務理事を含む)

監 事 2 名

2. 役員は総会において選任する。

3. 理事は互選により常務理事2名を定める。

4. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第 12 条 1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

3. 理事は理事会を構成し会務の執行を決定する。

4. 常務理事は常務を処理する。
5. 監事は民法第59条の職務を行う。

(役員 の 任 期)

- 第 13 条
1. 役員 の 任 期 は 2 年 と する 。 た だ し 、 補 欠 役 員 の 任 期 は 前 任 者 の 残 任 期 間 と する 。
 2. 役 員 は 再 任 さ れ る こ と が で き る 。
 3. 役 員 は 辞 任 し た 場 合 又 は 任 期 満 了 の 場 合 に お い て も 後 任 者 が 就 任 す る ま で は 、 そ の 職 務 を 行 わ な け れ ば な ら ない 。

(役員 の 解 任)

- 第 14 条
- 役 員 に 役 員 と し て ふ さ わ し く ない 行 為 が あ っ た と き は 、 総 会 の 議 決 に よ り 解 任 す る こ と が で き る 。

(顧 問)

- 第 15 条
1. 本 会 は 顧 問 若 干 名 を お く こ と が で き る 。
 2. 顧 問 は 理 事 会 に 諮 り 、 会 長 が 委 嘱 す る 。

第 4 章 会 議

(種 別)

- 第 16 条
- 本 会 の 会 議 は 総 会 、 理 事 会 及 び 常 務 理 事 会 と し 、 総 会 は 通 常 総 会 及 び 臨 時 総 会 と する 。

(構 成)

- 第 17 条
1. 総 会 は 正 会 員 を も っ て 構 成 す る 。
 2. 理 事 会 は 理 事 を も っ て 構 成 す る 。
 3. 常 務 理 事 会 は 会 長 、 副 会 長 、 常 務 理 事 を も っ て 構 成 す る 。

(権 能)

- 第 18 条
1. 総 会 は こ の 定 款 に 別 に 規 定 す る も の の ほ か 、 次 の 事 項 を 議 決 す る 。
- (1) 事 業 計 画 の 決 定
 - (2) 事 業 報 告 の 承 認
 - (3) そ の 他 本 会 の 運 営 に 関 す る 重 要 な 事 項
2. 理 事 会 は こ の 定 款 に 別 に 規 定 す る も の の ほ か 、 次 の 事 項 を 決 議 す る 。
- (1) 総 会 の 議 決 し た 事 項 の 執 行 に 関 す る こ と
 - (2) 総 会 に 付 議 す べ き 事 項
 - (3) そ の 他 総 会 の 議 決 を 要 し ない 会 務 の 執 行 に 関 す る 事 項

3. 常務理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を審議する。

- (1) 総会又は理事会から委任された事項
- (2) 理事会に付議すべき事項
- (3) その他会務の運営に関する事項

(開 催)

第 19 条

1. 通常総会は毎年 1 回開催する。
2. 臨時総会は理事会が必要と認めたととき又は会員総数の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
3. 理事会は会長が必要と認めたととき又は理事の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。
4. 常務理事会は会長が必要と認めたととき開催する。

(招 集)

第 20 条

1. 会議は会長が招集する。
2. 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の 7 日までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 21 条

1. 総会の議長はその総会において、出席会員のなかから選任する。
2. 理事会及び常務理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 22 条

1. 会議は、総会において会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
2. 常務理事会においては常務理事 1 名を含む 3 名以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 23 条

1. 総会の議事はこの定款に別に規定するもののほか、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる、この場合において議長は会員として議決に加わる権利を有しない。
2. 理事会及び常務理事会の議事は出席理事の過半数の同意をもって決する。

(書面表決等)

第 24 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 1. 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言の要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長及び出席した会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 5 章 部 会

(部会)

第 26 条 1. 本会はその事業に係る専門的事項を調査研究するため部会をおくことができる。

2. 部会は理事若干名と会員をもって構成する。

3. 部会には、部会長 1 名をおく。部会長は理事のなかから会長が指名する。

4. 部会に関する必要な事項は、理事会で定める。

第 6 章 事 務 局

(事務局)

第 27 条 本会は、事務を処理するため事務局をおく。事務局に関する規定は、理事会の議決を経てこれを定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第28条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第29条 資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(経費の支弁)

第30条 本会の経費は資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

- 第31条
1. 本会の収入予算は、年度開始前に理事会の議決を経て総会で承認を得なければならない。
 2. 収支決算は年度終了後2箇月以内にその年度末の財産目録とともに監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第33条 この定款は総会において会員総数の4分の3以上の同意を得、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

- 第34条
1. 本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項の規定により解散する。
 2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。
 3. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得主務官庁の許可を得て本会と類似の目的をもつ団体に寄付する。

第9章 雑 則

(委 任)

第 3 5 条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 . 本会の設立当初の役員は、第 1 1 条第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 1 3 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 4 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 2 . 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 1 8 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号並びに第 3 1 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 . 本会の設立当初の会計年度は、第 3 2 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 4 5 年 3 月 3 1 日までとする。
- 4 . この定款の変更は、認可の日から適用する。